

令和 2 年度
包括外部監査結果報告書
【概要版】

令和 3 年 2 月

秋田市包括外部監査人
公認会計士 吉岡 順子

目 次

第1 包括外部監査の概要	2
1. 選定した特定の事件と監査対象部局	2
2. 事件を選定した理由	2
3. 外部監査の実施体制	3
4. 指摘事項及び意見について	3
第2 監査の結論	4
I 監査結果総括	4
II 総論編	4
III 各論編	7
1 中小企業振興基本条例推進事業	7
2 企業立地・事業拡大の推進	14
3 企業の活性化の推進	17
4 戦略的で多様な農林水産ビジネスの創出	25

第1 包括外部監査の概要

1. 選定した特定の事件と監査対象部局

「地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について」
(産業振興部)

2. 事件を選定した理由

秋田市の人口は、自然減に加え、社会減も相まって、急激な人口減少局面に入った。この傾向が継続した場合、2040年には約23万5千人まで人口は減少し、かつ老年人口割合が約42%に達するものと予想されている。

そこで、秋田市では、国や秋田県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、老年人口の増加を踏まえた独自の視点として、誰もが安心して暮らせる健康長寿社会づくりを推進するため、「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成27年度から令和元年度までの5か年にわたり、5つの基本目標を設定し、達成するための戦略を立案するとともに、第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」を策定し、平成28年度から令和2年度まで成長戦略の推進に取り組むとしている。

前期成長戦略に対する市民アンケートの結果、満足度が最も低く、「少子化の要因」や「秋田市に住み続けるために必要なこと」として、ニーズが最も高かったため、今回の成長戦略の1番目に掲げた「地域産業の振興と雇用の創出」は、人口減少の抑制と地方創生の実現を目指し、特に重点的に取り組む戦略である。ビジネスチャンスをとらえた産業を創出するため、新分野への進出や事業拡大などに取り組む意欲ある中小企業の成長を後押しするほか、秋田市ならではの農地と都市が近接している環境を活かした6次産業化の推進などに取り組むとしている。喫緊の最重要課題である人口減少対策に関する事業のうち、産業経済基盤を強化することは、地域の活力を高め、持続的な成長を可能にすると考えられ、秋田市にとって重要なテーマである。

以上から、秋田市の地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について検討することは重要であり、また、過去に秋田市の包括外部監査において当該事務を事件(テーマ)としていないことから、令和2年度の包括外部監査の事件(テーマ)として有意義であると判断し事件(テーマ)として選択した。

なお、今年度の監査は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、感染予防のため、三密を避け、実施者各々の事務所でのリモートワークや、非対面でのヒアリングを取り入れて実施したことを付言しておきます。

3. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	吉岡 順子
包括外部監査人の事務を補助した者	公認会計士	須賀 豊彦
	公認会計士	鈴木 崇大
	公認会計士	守泉 誠
	公認会計士	渡邊 雅章

4. 指摘事項及び意見について

本報告書では、監査の結論を【指摘事項】と【意見】に分けて記載する。【指摘事項】(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の結果に関する報告)は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、秋田市として速やかに措置する必要があると判断した内容である。

また、【意見】(地方自治法第 252 条の 38 第 2 項の意見に関する事項)は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、質的、金額的に重要性が高いと監査人が判断した場合には【指摘事項】としている。

なお、指摘事項および意見のタイトルの末尾に監査報告書の該当ページを記載している。

第2 監査の結論

I 監査結果総括

事業名等	指摘事項数	意見数	合計
第4 外部監査対象の概要(総論)			
I 秋田市の中小企業支援策の概要	-	3	3
II 秋田市の農業政策の概要	-	1	1
第5 外部監査対象の概要(各論)			
I 中小企業振興基本条例推進事業	3	11	14
II 企業立地・事業拡大の推進	5	2	7
III 企業の活性化の推進	4	9	13
IV 戦略的で多様な農林水産ビジネスの創出	-	5	5
合計	12	31	43

II 総論編

区分	指摘事項、意見
中小企業支援策	<p>意見1 秋田市の中小企業振興基本条例及び秋田市中小企業振興指針の今後の具体的な展開について(P23)</p> <p>基本条例と振興指針は施行されているが、政策の具体的な展開についての展望が明確に示されていない。秋田市のホームページ上に掲載されている「秋田市中小企業振興基本条例に基づく指針の施策体系(令和2年度)」が唯一公開されている状況であり、今後の秋田市全体での産業振興策に対し20年後を見据えた施策を検討し実施していくための組織的基盤が明確ではなく、従来通りの施策ないしその延長だけを維持する方向でしか機能していない状況である。</p> <p>折しも、中小企業振興条例の設置と活用に関しては全国の基礎自治体においてさまざまな「好事例」が中小企業庁のホームページにも掲載され、東北地方では北上市や花巻市などの施策も出されているところである。<u>中小企業庁のホームページには『市町村の産業振興策が成功するための10のポイント』が掲載されており10の提案が、基礎自治体(市町村)による産業振興の必要性和成功要因としてなされているので参考とされたい。</u></p> <p>特に秋田市の産業振興策を見ると、<u>例えばファンド形成に関しても中小企業基盤整備機構や経済産業省東北支局などとの連携が希薄であ</u></p>

区分	指摘事項、意見
	<p>るなど、民間も含めた高度で最新の施策情報・コンサル情報等に関して、知識等の吸収に弱点があるのではないかと、あるいは積極性がないのではないかと考えられる。</p> <p>今後は、上記の事項を考慮に入れた上で、より具体的かつ積極的に、全体的かつ継続的な施策を計画し実行する必要がある。</p> <p>意見 2 中小企業施策における秋田市と秋田県の関係について(P24)</p> <p>秋田県と秋田市は同様に中小企業振興条例を制定し、指針を設ける等同様の政策を実施しているが、ヒアリングによれば両者の条例、指針のすり合わせはもちろんのこと、各施策についての調整及び協調については特にしていないとのことである。「中小企業白書 2014」等にも示されているが、中小企業政策について市町村と都道府県との連携については「多くの支援分野で連携している」又は「一部の支援分野で連携している」としている市町村はアンケート上約 3 割程度に過ぎないという結果を見れば、これは秋田市に特徴的なものではなく、市町村一般に見られる現象なのであろう。</p> <p>しかし少子高齢化が顕著な秋田地域において政策や予算の効率的運営は他地域に比較してより一層求められるべきものである。秋田県中小企業振興条例に基づく「支援施策活用事例集」(令和 2 年 4 月版)において紹介されている中小企業 10 社は秋田市に所在するもの(他地域は 32 件、1 件は秋田市と他地域の両者にわたり重複)であった。</p> <p>「中小企業白書 2014」では、<u>市町村と都道府県の連携の方法として、①ホップ・ステップ・ジャンプ型(企業の規模が大きくなるにつれて支援者が市町村、都道府県、国と変化する)、②棲み分け型、③一体支援型を紹介している。秋田市が全国的に差別化しうる事業であれば②を選択できるであろうがそうでないならば、①または③を選択すべきであろう。</u></p> <p>意見 3 コロナ禍と中小企業政策のあり方について(P24)</p> <p><u>現在のコロナ禍の中で、中小企業政策としてこれまで考えられた基本施策の多くは意味をなさないかしばらく中止すべき事項となる可能性が高い。</u>特に、「観光インバウンドによる交流促進」をはじめとして大幅な見直しをせざるを得ない施策も存在するであろう。このような状況にあつて、秋田市としては今後中小企業政策としてどのような対応をしてゆくかの視点として以下の事項について考慮されたい。</p> <p>国土交通省は令和 2 年 8 月 31 日有識者へのアンケート結果として「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」(論点整理)を公表し</p>

区分	指摘事項、意見
	<p>た。これによれば、地方都市は①居住の場、働く場、憩いの場といった様々な機能を備えた「地元生活圏」の形成を推進、②市民生活、都市活動等の面でのデータ・新技術等の活用に向けた取り組みをペースアップさせる必要等が示されている。①は近時「職住融合時代」と言われるように、質のいい賃貸住宅や都市環境の良さが前提となるが、東京一極集中から地方移住の流れが生じる可能性がある。企業の地方移転も含めこれに関する支援活動や、これに関連する中小企業の支援は一定の効果をもたらす可能性がある。②は、DX(デジタルトランスフォーメーション)の分野やコミュニケーションのオンライン化(テレワーク、オンライン授業、遠隔診療、商談、娯楽)といった分野の進展が促進されるため、これに関する企業の支援を促進するとともに、地方自治体としてもこれに関する予算が増額される可能性が高い。その一方で、観光や飲食といった産業はしばらく停滞することが予想され、秋田市の中小企業の強みとなっている分野が打撃を受けることになる。そのため、<u>地方自治体としては、従来の施策よりも、これら中小企業の活動のインフラとなる活動に重点をおくことも必要とされる。オンライン取引のための IT 環境の整備や雇用機会やビジネス機会のマッチング環境の整備、リモート業務や副業の活発化の支援等も含まれるであろう。業績が悪化する企業を金銭的に支援するとともに、IT を中心とするインフラ環境の支援という視点から今後の中小企業の施策を考えていただきたい。</u></p>
農業政策	<p>意見 4 秋田市の「第6次秋田市農林水産業・農村振興基本計画」と「農業DX」について(P33)</p> <p>監査実施時点では第6次の基本計画(案)が提示されている。これは、令和3年度(2021年度)から、令和7年度(2025年度)までの計画期間のものであり、令和元年12月に国で公表された「農業生産基盤強化プログラム」を意識したものとなっている。重点的取組事項の中に、高収益作物等の生産拡大と「サキホコレ」の産地化の推進等が盛り込まれている。</p> <p>しかし、スマート農業の分野では、「ICT等先端技術の活用による省力化と生産効率の向上」と第5次基本計画から一歩進んだ表現を採用しているが、国の施策に採用されている「農業DX(デジタルトランスフォーメーション)」の領域までは含まれていない。そもそも、国の施策においては、「従来の営農体系に単にデジタル技術を導入するのではなく、デジタル技術を前提とした新たな農業への変革(デジタルトランスフォーメーション)を実現することが重要」とされており、農業のICT化に留まる</p>

区分	指摘事項、意見
	ものではない。ICT化の実証実験は近隣の大仙市等でも実施されており、 <u>都市農業を標ぼうする秋田市としては、一歩進んだ「農業DX」についての活動に取り組むことを期待するものである。</u>

Ⅲ 各論編

1 中小企業振興基本条例推進事業

区分	指摘事項、意見
創業支援拠点整備事業	<p>指摘事項 1 更新手続の期日が条例等の定めに反していることについて(P43)</p> <p>チャレンジオフィスあきたへの入居期間は原則 1 年以内であるが、事業計画の進捗等を要点とする更新審査を受けることにより、最長 5 年まで更新することができる。この更新手続事務について、チャレンジオフィスあきた条例施行規則では入居者が更新を望む場合には <u>4 月前</u>までには更新申請書を受け付ける必要があるとされている。しかし、<u>6 件の更新にかかる事務手続の妥当性についての監査を実施したところ、全ての更新申請書提出が条例等の定める更新申請書提出期限を過ぎていた。</u></p> <p>秋田市は、条例等の定める期限内の更新申請書提出を入居者に求めるべきである。</p>
	<p>指摘事項 2 担当課職員のモニタリング体制の整備について(P44)</p> <p>今までチャレンジオフィスあきたに入居している起業家等について毎年度の決算書等の書類を徴求することはなく、今年度の実績と次年度の収支計画を定型のシートに記載させて入手しているだけである。</p> <p>秋田市自らが、入居者の適正に作成された年度ごとの決算書・税務申告書・事業報告書等の資料を入手するとともに、<u>経営成績や財務内容等につき把握することが必要である。</u></p>
	<p>意見 5 専門家が行ったサービス内容の文書化について(P44)</p> <p>チャレンジオフィスあきたにはインキュベーション・マネジャーの資格を持つ専門家として創業支援担当課長(以下、「専門家」という。)が常駐しており、各種サービスを行っている。</p> <p><u>専門家がアドバイスをを行った場合にはその概要を文書化するこ</u></p>

区分	指摘事項、意見
	<p><u>とが責任の所在や事業評価の観点から望まれる。これに関し、専門家の日常業務の記録簿である「入居事後管理記入表」にはあいまいな記載が多く見られた。責任の所在や事業評価の観点から、今後は自らが行ったアドバイス、入居者へ与えたと考えるバリューについて漏れなく「入居事後管理記入表」へ記入することを求めたい。</u></p> <p>意見 6 専門家が行ったサービス内容のアンケート調査について (P45)</p> <p>【意見 5】 に関連する意見である。チャレンジオフィスあきたに専門家が常駐することによる<u>事業効果を測定するため、また、入居者へのより良いサービス提供のために、入居者に対して専門家が提供したサービス内容の満足度調査(アンケート調査)を実施することが望まれる。</u></p> <p>意見 7 創業支援室等使用者審査会の審査の点数細分化について(P45)</p> <p>チャレンジオフィスあきたの入居を希望する者、更新を希望する者は、「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会(以下、「審査会」という。)」の審査を受ける必要がある。審査は、事業計画書による書類審査とプレゼンテーションによる面接審査が行われ、結果を各審査員が審査票にて点数化し、審査会の合議にて入居又は更新の可否を決定している。審査票における評価点が、原則的に三段階とする運用を行っているが、現状の運用を考えると中位の「少しは期待できる 10 点」を選択せざるを得ない場合が多いであろう。何点以上は入居(更新)可という結論を下すわけではなく、最終結論は審査会の合議で決定されるので入居可否の結論を誤るリスクは低いと考えられるが、<u>レアケース(空室が一室しかない場合に同時に二者の入居希望があるケース等では横並びの比較検討が求められ評点が重みを持つこともありうる。)も考慮に入れて審査点数を細分化する運用を検討されたい。</u></p> <p>意見 8 事務事業の指標の作成と検証について(P46)</p> <p><u>令和 2 年 4 月 1 日に発足した新チャレンジオフィスあきたの事務事業に関する進捗状況に関する検証が行われていない点を今後の課題として提示したい。</u></p>

区分	指摘事項、意見
	<p>当該事業の開始にあたっては、本来は事業目標(または事業の指標)の設定(例えば、創業支援室において、どのような業種の起業者を、将来 10 年間で何社又は何人育成し、その結果、秋田市内の需要・供給がどれだけ増加し、雇用はどれだけ改善されることを目標または指標とする等)など、具体的な目標又は指標を設定するとともに、その効果測定が求められよう。<u>当該事業は、そもそも公費をもちいて特定の企業又は個人に便宜を図るものであることから、秋田市にとって何らかの経済波及効果を生むものでなければならぬため、明確な数値目標に基づいて実施されることが望まれる。</u></p> <p>意見 9 ワンストップサービスを加味した起業家育成機関としての機能の整備・運用について(P46)</p> <p><u>今後はチャレンジオフィスあきたの機能について諸点を改善・充実させて、機能強化と共に、起業家の人材育成、事業展開のシーズとニーズへの対応など幅広く事業展開を可能とするような仕組みを構築することが望まれる。</u></p> <p>具体的には、秋田市の融資窓口など、他の部門とのコミュニケーションの円滑な図り方の整備・改善すること、起業家が必要とする各種の情報を集約・分析し、高度に活用できるような情報をまとめたデータベースの構築及び活用をすること、ホームページを通じて過去の成功事例等を紹介すること、秋田市が目標とする産業活性化に役立つ産業・業種・業態を紹介すること、インターネット環境など起業家に役立つ機能をアップすること、空家情報なども含めた起業家に役立つインフラ情報を提供すること、さらには補助金や融資に関する情報も含めてわかりやすく開示すること等が考えられる。</p> <p>意見 10 創業支援室の空室の早期解消について(P46)</p> <p><u>チャレンジオフィスあきたの創業支援室は、監査時点では 10 室中 2 室が空室となっていた。当初の計画に従い創業事業者の人材育成のために早急に入居者を受け入れるよう努められたい。そのためには、当該事務事業についての秋田市のホームページの情報開示の方法を改善することや、関連支援団体の協力を得ることも考慮されることが望まれる。また、コワーキングスペースの契約者は現在 1 名のみである。創業支援室と同様に利用者の増加に努められたい。</u></p>

区分	指摘事項、意見
	<p>意見 11 創業支援のサポート体制について(会計・税務・総務・法務・経営支援の専門家の活用)(P47)</p> <p>監査実施時点では、インキュベーション・マネジャー(IM)を含めていわゆる「士業」の有資格者はチャレンジオフィスあきたのサポート活動には直接関与していなかった。これに関し、創業・起業に関するノウハウや実務に関しては専門家のアドバイスがあるだけで仕事が効率的・有効的・経済的に進む場合が多いと思料されるので、<u>中小企業診断士・公認会計士・弁護士・司法書士等のアドバイスを直接に受けられる体制づくりを行うことは有効であると思われる。</u>【意見 5】の事項に加えて、上記施策を行うことで、創業希望者の増加が見込まれ、利用者にとってもスキルアップや事業の改善・拡大が容易となると思われる。</p> <p>意見 12 創業に関して中核となり得る業種等について(P47)</p> <p>平成 15 年度(2003 年度)から令和元年度(2019 年度)までの約 16 年間に於けるチャレンジオフィスあきたの卒業企業の事業状況を見ると、秋田市内における創業の機会が多くかつ雇用創出効果が高いのは①情報通信業、②サービス業、③卸・小売業であることがわかる。製造業は秋田市内の中小零細企業の中核的な位置づけではあるが、新規の創業は相対的に少ないとともに、従業員も少なく経済波及効果に乏しい状況である。</p> <p>これを踏まえ、<u>チャレンジオフィスあきたの創業希望者に関して、今まで以上に秋田市のホームページ等で情報通信業などの過去の創業実績を明確に示すことにより、どのような事業が創業しやすいのかなどの情報提供を行うとともに、更なる創業支援室の活性化を図るために、既存の起業家との交流、同業者のネットワークづくりなどを支援し、事業機会の拡大を図ることが望まれる。</u>このことは、農業分野も含め、DX(デジタルトランスフォーメーション)が声高に叫ばれる現在、情報通信業の将来にとっても有益であろう。</p>
中小企業成長支援事業	<p>指摘事項 3 秋田市『未来応援』ファンドのモニタリングについて(P53)</p> <p>秋田市は当該ファンドについて出資者(有限責任組合員)として必要な情報開示を求める権利を有する。このため、少なくとも決算の開示においては、当該数値と計画値との相違を分析し、重要</p>

区分	指摘事項、意見
	<p>な差異が見られる場合においては、当該差異理由の説明を求め る必要がある。特に、当該ファンドは計画上 5 年目に初めて配 当がなされるとされており、配当が生じるとされる 5 年目までのモニタ リングは特に重要である。</p> <p>なお、「中小企業等投資事業有限責任組合」に関しては、「運営 研報告書」(平成 10・6 通商産業省)においては、以下の記載が なされている。つまり、「投資先企業が財務諸表を整備してない か、あるいは整備していてもその適正性について外部監査が行わ れていない場合には、監査意見の表明を行う前提として監査人が 何らかの形で投資先企業の状況を把握できる材料を提供すること が必要不可欠である。この点について、投資先企業のモニタリン グは、基本的に組合の業務執行組合員の責務である。業務執行 組合員が投資先企業を十分にモニタリングしており、その発行株 式についての時価を評価するに際して必要となる情報を把握して おり、それが監査人に対して情報として提供されることが必要であ る。投資先企業の実態の把握のために全ての投資先企業との間 で投資契約を結ぶことを義務づけ、そこに、投資先企業が自らの 財務諸表について外部監査を受けることを義務付けるべきとの議 論もあるが、我が国の中小企業の現状にかんがみれば、現時点 でそれを要求するのは現実的ではないと考えられる。したがって、 監査の前提としては、組合の業務執行組合員が十分なモニタリン グをしているかどうかを考慮されるべきである。また、十分なモニタ リングを行っていくためには、投資先企業の取締役会や経営会議 への参画、さらには監査役としての関与などが増えることが望まし いと言える。」との記載がある。</p> <p>しかるに、<u>投資対象の直近期等の決算書を入手していない状 況を考慮すると、十分なモニタリングをしているかどうか検証する ことができないため、上記記載に抵触するとともに、当該投資対象 の株式の評価が適正に会計処理がなされていたかが疑われ、ま たファンドの決算書の会計処理に対しても、その妥当性にリスクが 存在しうる。個別の決算書の入手に加え、当該ファンドの会計処 理が正しくなされていることを再度ヒアリングすることが必要であ る。</u></p>

区分	指摘事項、意見
	<p>意見 13 秋田市側から見た、ファンドの出資先等への支援状況の確認と情報収集について(P54)</p> <p>秋田市『未来応援』ファンドは、秋田市内のベンチャー企業や中小企業の新事業展開、事業承継等のための資金面でのサポートをベースにしてハンズオン支援を行うためのものである。しかしながら、<u>運営・管理をしている無限責任組合員がいかなるサポートをしているのか報告を受けられるシステムになっていない。また、秋田市が中小企業の活性化等で最も関心の高い「雇用」の拡充についてなどファンド事業の経済効果を確認する方法が存在していない状況である。</u></p> <p>もちろん、ファンドの出資先等の決算書等の会社の状況が客観的に把握できる資料についても、可能な限り適時に入手して、<u>ファンドの担当者からのヒアリングによる説明を受けられるような体制を構築すべきである。</u>そして、ファンド及びファンドの出資先とのコミュニケーションで、それらの者が秋田市の他のサポート手段（補助金や制度融資等々）への要望事項など、中小企業を更に連携してサポートすることにより、このような施策の全体的・継続的な充実を図るべきである。</p>
推進会議関連経費	<p>意見 14 秋田市中心小企業振興推進会議のメンバー構成について(P58)</p> <p>秋田市中心小企業振興推進会議の委員数は10人で、このうち中小企業者の代表は2名で、市民代表が1名となっている。</p> <p>これに対し、他の基礎自治体の成功事例において、中小企業振興条例に基づいた振興会議体の構成人数は20名程度にして、ケースにより公募の市民(中小事業者等)数名を委員に入れて活発な実態を反映した意見を入れて審議している。自治体によっては、振興会議が施策に対する「提言書」等を作成して市に提出して市がそれらを政策に反映等させている事例もある。</p> <p>現行の制度を維持しつつ、より新たな視点からの意見も取り入れるためには、<u>現行の推進会議は「全体会議」として位置づけて、最終的な審議・決定機関として機能させ、個々の事業施策に関しては、例えば中小企業事業者や零細事業者を多く入れた分科会、若い将来ある者を多く入れた分科会、特定の業種やテーマ(例えばDX(デジタルトランスフォーメーション)等)の分科会、女性目線での事業策定を行う分科会等を作り、それぞれの立場から</u></p>

区分	指摘事項、意見
	<p data-bbox="563 322 1361 405">の具体的な要望事項や改善提案等についての意見集約をする下部組織を作ることも検討されたい。</p> <p data-bbox="563 412 1281 450">意見 15 中小企業振興推進事業の進め方について(P58)</p> <p data-bbox="563 479 1361 846">秋田市の将来ビジョン(2040年、人口推測は23万5千人、それを約26万人にとどめたいとの主張がされている)においては産業等の見直し、振興、創生により安定した豊かな社会の維持・発展を図ろうとしている。さらに、第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」などを目標として、市内中小企業の生き残りをかけた個別事業(部門別、分野別)の計画を策定しているが、コアコンセプトになるべき具体的な将来像がイメージされていないとの印象を受ける。</p> <p data-bbox="563 869 1361 1084">この点、日本商工会議所の「2020年度中小企業・地域活性化施策に対する意見・要望」(2019年7月18日)にみられるように、「地域のビジョン」を明確にして、民間の挑戦を後押しすることで「ヒト」と「シゴト」が集まる“魅力あるまち”を創出することが必要であると言われている。</p> <p data-bbox="563 1106 1361 1420">今後、秋田市は2年間にわたって中小企業の振興事業計画を見直す予定とのことであるが、従来ともすれば行政一辺倒だったまちづくりの主導的役割を、<u>企業経営の視点でコスト意識を持って創意工夫する民間が担うべきものへと考え方を転換すべきでもある。</u>各地域において、まちの未来像や展望を民間が提案し、行政はそれを受け入れつつ民間の資金・ノウハウを活用したまちづくりを進めることが重要となる。</p> <p data-bbox="563 1442 1361 1756">民間の課題やニーズをアンケートで捕捉するだけでなく、真にそれらの実情・実態をベースにして、新たなノウハウ・事業発想、若者や女性などの新たな感性などを生かした市民に寄り添った施策を構築して実施し、その結果を適正にモニタリングしPDCAサイクルを回していくことが、秋田市の産業振興施策の効果足を元から有効ならしめ、将来の秋田市のビジョンを達成できることになると思われる。</p>

2 企業立地・事業拡大の推進

区分	指摘事項、意見
商工業振興奨励措置 事業	<p>指摘事項 4 操業日を確認する書類の徴求について(P65)</p> <p>この事業において認定事業者として認定を受ける場合には、操業開始後 90 日以内に申請書を提出することが求められ、助成金交付の条件(環境整備助成金、雇用促進助成金)や交付期間(建物賃借助成金)においても操業開始日が起点となっている場合があるため、<u>操業開始日の確認は重要な手続きであるところ、秋田市は操業開始日の確認を口頭では行っているとするが、確認できる書類を徴求していない。</u></p> <p>助成金の交付を受けるような事業であれば、例えば新聞記事、新聞広告、社内報、会議資料(役員会等)、操業開始を案内するパンフレット、チラシ等操業開始日を確認することができる資料があるはずである。秋田市は操業開始を確認できる書類も徴求しておくべきである。</p> <p>指摘事項 5 認定申請書類の正確な記載について(P66)</p> <p>A 社は、2 事業に対して認定申請を行っている。ここで A 社は、これら 2 事業に係る認定申請書をそれぞれ平成 30 年 6 月 12 日と平成 30 年 11 月 30 日に秋田市に提出しているが、添付されている「秋田市商工業振興条例に基づく認定申請に係る事業計画書(以下、「計画書」という。)」に記載される年度別収支計画の平成 30 年 3 月期の収入、支出、差引額(収益)が、異なった金額になっている。先に提出した計画書が誤った金額であるが、直近 3 年分の決算書も添付書類とされており、これには平成 30 年 3 月期の決算書もふくまれているはずである。さらに、計画書に記載される年度別採用計画においても誤った人数が記載されている。計画書は認定を判断する資料であり、正確な記載が必要である。書類の提出にあたって秋田市は認定を申請する事業者に対し正確な記載を求める必要があるが、書類受領時には秋田市もよく確認すべきであった。</p> <p>B 社においては、平成 28 年 7 月 22 日提出された認定申請書に添付されている計画書の「申請者(本社)の概要」に記載されている売上高(平成 27 年 9 月期)と、同じく計画書に記載されている年度別収支計画に記載されている収入の額が異なっており(前者</p>

区分	指摘事項、意見
	<p>が正しい数値)、さらに、年度別収支計画では3月期と異なった決算期が記載されている(9月期が正しい)。B社の場合も平成27年9月期の決算書は添付されているはずである。書類の提出にあたって秋田市は認定を申請する事業者に対し正確な記載を求める必要があり、秋田市もよく確認すべきであった。</p> <p>指摘事項6 大幅赤字、債務超過の認定事業者について(P66)</p> <p>C社は、認定事業者の申請を行う直近年度において大幅赤字、債務超過に陥っている。これに対し、秋田市は認定申請時にこのような決算になった理由、改善計画等の内容についてヒアリングを行っていたが、文書による記録は行っていないとのことである。秋田市はこの事業を秋田市の産業の活性化と雇用機会の拡大を図るために行っている。助成金を交付した後認定事業者が、経営破綻もしくは著しい経営難に陥ることになればその目的は達せられなくなるのであるから、このような状態に陥った事業者の認定に当たっては慎重な審査が必要である。</p> <p>ヒアリング時において、C社は資料をもって説明しているはずであるから(大幅赤字、債務超過という状態は事業者にとって重要な問題であり、助成を受ける秋田市に対して資料をもって説明することを秋田市は求めるべきである。)、秋田市はこの資料を入手し、認定時にはどのような理由で認定を行ったのかについて明らかにするとともに記録しておくべきである。また、助成金申請時にも改善計画の進捗状況について説明を求め、助成金申請に至った理由についても明確にしておくべきである。</p> <p>意見16 市税の滞納がないことの確認について(P67)</p> <p>認定事業者が市税を滞納した場合は、奨励措置は停止されるが、秋田市では当該確認が口頭でしかなくされていない。市税の滞納がないことを証する書類を提出することは条例、規則、要綱に記載されていないが、市税の滞納がないことの確認は重要である。認定事業者に対し納税証明書、領収証書等納税を行っていることを証する書類を徴求し、確認した後他の書類とともに保管する対応を取るべきであろう。</p>

区分	指摘事項、意見
中小企業融資あっせん事業	<p>指摘事項 7 貸付期間の確認について(P70)</p> <p>中小製造業設備資金のあっせん融資の条件について、要綱では返済期限を10年以内と定めている。</p> <p>融資あっせんに関する「融資あっせん申請書」から「融資決定通知書」に至る一連の書類に貸付期間の記載は求められておらず、添付を求められる書類にも貸付期間を把握できる書類はない。また当該手続きに関する秋田市のチェックリストにも貸付期間に係るチェック項目はない。秋田市は貸付期間については、融資の対象者が融資あっせん申請書を秋田市に提出する時に口頭で確認しているということであるが、<u>融資の条件でもあり書面で確認できるようにすべきである。</u></p>
	<p>指摘事項 8 市税を完納していることの確認書類について(P71)</p> <p>要綱では事業者に対し、市税の完納を求めるとともに、市税の完納を確認するための書類として前年度の納税証明書等の提出を求めている。</p> <p>しかし、「前年度」の納税証明書等の提出を求めているが、これに留まるのであれば<u>当年度に滞納が発生した場合の申請は認められることになり不合理である。本来申請時に市税の完納が行われているのかを確認すべきであって、完納とは申請時に納期到来分の滞納がないことと解するべきであろう。要綱の改正が必要である。</u></p>
	<p>意見 17 融資あっせん額増に向けた取組について(P72)</p> <p>融資あっせんに当たり秋田市は金融機関に一定の金額を預託している。この預託金は年度当初に定期預金等として金融機関に預託され、年度末に利息とともに秋田市に返還される。なお、金融機関との間で、預託金額に一定倍数(以下、「預託倍数」という。)を乗じた額を金融機関が行う融資の残高目標とする契約を取り交わしている。</p> <p>これに対し、過去3年間の預託金の額、融資残高、預託倍数を見ると、<u>実際の預託倍数が目標とする預託倍数と比べ大幅に少なくなっていることが判る。即ち、実際の融資実行額が融資見込額を大きく下回る結果になっている。さらに、中小企業用地取得資</u></p>

区分	指摘事項、意見
	<p>金については過去 3 年間実績が出ていない状況である。このような結果になっている事について秋田市は、金融機関への周知不足のため融資担当者が事業者はこの制度を提案出来ず、制度利用が可能な状況にありながら利用が少ないものになっていると分析している。市庁舎に融資制度の相談に来た金融機関の融資担当者に対しては制度の周知を行っており、<u>今後は、金融機関の担当者向け制度説明会の開催、広報による周知を行う方針である</u>とのことである。制度の周知を徹底し、この制度の利用者が増えることを期待したい。</p>

3 企業の活性化の推進

区分	指摘事項、意見
<p>中小企業金融対策事業</p>	<p>意見 18 融資あっせん額増に向けた取組について(P79)</p> <p>融資あっせんに当たり秋田市は商工組合中央金庫を除く金融機関に一定の金額を預託している。この預託金は年度当初に定期預金等として金融機関に預託され、年度末に利息とともに秋田市に返還される。なお、金融機関との間で、預託金額に一定倍数(以下、「預託倍数」という。)を乗じた額を金融機関が行う融資の残高目標とする契約を取り交わしている。</p> <p><u>過去 3 年間の預託金の額、融資残高、預託倍数を見ると、一般制度についてはほぼ目標を達成しているが、特別制度については実際の預託倍数が目標とする預託倍数と比べ大幅に少なくなっていることが判る。即ち、実際の融資実行額が融資見込額を大きく下回る結果になっている。</u></p> <p>このような結果になっている事について秋田市は、「設備近代化資金」については「商工業振興案内パンフレット」を配布し金融機関に周知を行っているが、制度周知が徹底できていないと分析している。また、中心市街地の空き店舗に入居する際に利用できる「空き店舗利用資金」については資金使途が設備資金に限定されているが、事業開始にあたっては運転資金も借入したい事業者が多く、他の制度を利用することから実績が低水準で推移しているとす。利用者増に向けて、秋田商工会議所が実施する「あきた起業塾」において融資制度の説明を行っているほか、広報での</p>

区分	指摘事項、意見
	<p>事業周知や金融機関担当者向けの制度勉強会等を開催するなど、さらなる周知を図る方針とのことである。</p> <p><u>制度の周知徹底、「空き店舗利用資金」については、事業者が利用しやすい制度に設計変更を加える等の対応を検討する必要がある。この制度の利用者が増えることを期待したい。</u></p>
創業支援事業	<p>指摘事項 9 「事業拠点および生活拠点を示した地図」の未徴求について(P85)</p> <p>交付要綱第 38 条 1 項(3)にて補助金申請を受ける際に「事業拠点および生活拠点を示した地図(以下、当頁において「地図」とする。)」を徴求することとなっているが、秋田市は徴求を行っていない。今般、3 件の補助金交付事務を監査したが、全ての案件で徴求がなされていない状況であった。</p> <p>交付要綱にて地図を徴求すべきと定めた趣旨として、生活拠点と事業拠点が適切に分離されていることの確認や、事業の実現性、成長性等を総合的に判断する材料として利用することにあると解される。特に、補助区分「A ターン創業支援事業」では、個人事業主としての新規創業も補助対象となっているが、個人事業主の生活(家計)と事業の区分の線引きが曖昧になりやすいという性質からも、適時適切に地図を徴求し、事業拠点と生活拠点の分離を確かめる必要があるだろう。<u>秋田市には、交付要綱に準拠し、地図を徴求することを求める。</u></p> <p>指摘事項 10 創業事実の確認書類の未徴求について(P85)</p> <p>秋田市が行う創業支援補助金の交付事務として、客観的な証拠に基づく創業の事実を把握・確認することが必須である。今回監査した中でも個人事業主 C 氏の創業事案においては客観的な証拠を入手していない状況にあった。個人事業主であっても、税務署に提出する開業届や、事後になるが創業 1 期目の確定申告書を徴求するといった客観的な資料を徴求しなければならない。</p> <p>なお、上記の指摘を行った背景には、補助金の詐取を防止することを主眼とする内部統制を秋田市として構築すべきであるとの監査人の考えがある。当該補助金の補助対象経費は、開業に関する経費であるとして相応に広い範囲で、パソコンやカメラ、車両等の家計と隣接する機械器具費も補助対象として認められてい</p>

区分	指摘事項、意見
	<p>る。このような状況下で、秋田市は、健全な懐疑心に基づき、事業を創業すると虚偽の申告を行い、当補助金を利用し機械器具類を購入しながらも、事業を行わない又は限りなく小規模で行うといった不正を行う者の存在も十分に想定しなければならない。このような不正を行う『機会』を低減するため、<u>秋田市は、個人事業主の申請に際して開業届や確定申告書といった客観的な証拠を徴求する内部統制を構築すべきである。</u></p>
	<p>指摘事項 11 敷金を補助対象経費とすることについて(P86)</p> <p>補助対象経費の事業拠点費として交付要綱上「事業の拠点となる事務所や店舗の賃借又は取得に要する経費」と定めているが、秋田市は、この事業拠点費に「敷金」も含むものと解釈し、交付先の敷金支出を補助対象経費としている。</p> <p>不動産実務上、敷金とは入居者の故意または過失等により発生した汚損、毀損の退去時の修繕負担や入居者の賃料の不払いに対する担保金であり、残金は原則として退去時に入居者に返金される性質を持つ。故意・過失に基づく修繕負担や、賃料不払いが無い場合には、基本的に支出した敷金は全額入居者へ返金され、そのことは秋田市から補助金交付先へ何ら対価性のない寄附(補助金交付先にとっては利益)を行っていることに他ならず不合理と考える。また、交付先が行うであろう敷金支出の会計処理においても、一般に公正妥当と認められる会計慣行に従って「経費」ではなく「資産」として計上し、退去時に資産を取り崩す処理が行われることが通常は想定される。すなわち、敷金の経費性は認められず、交付要綱のいう「事業の拠点となる事務所や店舗の賃借又は取得に要する経費」には該当しないとする解釈が自然であろう。<u>今後、秋田市として敷金を補助対象経費から外すことを検討されたい。</u></p> <p>なお、今回監査した補助金交付事務 3 件において、敷金を対象に補助金を交付している事案も見られるが、仮に敷金支出を補助対象外とした場合であっても、補助金の金額変更はなかった。</p>

区分	指摘事項、意見
	<p data-bbox="563 315 1364 387">意見 19 個人事業主の補助金申請の深度ある検証について (P86)</p> <p data-bbox="563 465 1364 645">【指摘事項 9】及び【指摘事項 10】と関連するが、個人事業主の創業支援補助金申請受付時の留意点として、事業用と生活用の区分を明確に把握・確認し、家計部分に関する経費は適切に補助対象外とすることが秋田市には求められている。</p> <p data-bbox="563 658 1110 689">① <u>居住用マンションで事業を実施している</u></p> <p data-bbox="563 703 1364 981">今回の個人事業主 C 氏の補助金申請・交付において、事務所(マンションの 1 室)の賃貸敷金及び保証金の計 198,000 円が補助対象経費となっており、根拠資料として賃貸契約書が添付されているが、当該賃貸契約書上の用途が「居住用」となっていた。<u>秋田市の担当者として当該事実を認識しておらず、申請者に対して特段のヒアリングは行っていない。</u></p> <p data-bbox="563 994 1364 1317">居住用マンションを貸主に黙って事務所用として使用している場合や、貸主との口頭合意により居住用マンションを事務所用として使用している場合等、事実としてあることも予測はされるものの、補助対象経費への適合性を判断する秋田市としては、このような記述がある場合に、補助金が生活用支出に利用されてしまうリスクを認識し、その賃貸契約に至った顛末の合理性も含め徹底的にヒアリングし、十分な心証を得る必要がある。</p> <p data-bbox="563 1330 1150 1361">② <u>生活と隣接した機械器具類の購入について</u></p> <p data-bbox="563 1375 1364 1742">C 氏の補助金申請・交付において、機械器具費として、PC、iPad、ミラーレスカメラ、プロジェクター、高級ダイニングチェア等の家計(生活用)と隣接した支出合計 814,586 円が補助対象経費として認定されているが、<u>秋田市はそれらの機械器具の事業利用の方法について詳細なヒアリングは行っていないようである。これらの支出は、一般的に補助金不正のリスクが高い項目と考えられるため、健全な懐疑心をもって、設備の事業利用、用途について詳細ヒアリングしなければならない。</u></p> <p data-bbox="563 1756 1257 1787">意見 20 国・県からの補助金受領の確認について(P87)</p> <p data-bbox="563 1868 1364 2002">創業支援補助金の交付要綱第 36 条 2 項にて、国・県等から同様の目的の補助金を受けている場合は、秋田市の補助金の補助対象者から外れる旨が定められている。</p>

区分	指摘事項、意見
	<p data-bbox="563 322 1366 689"> 国、県にも類似の補助制度があるため、秋田市は適切な確認を行う必要がある。この点、秋田市は、創業計画の指導時に綿密なコミュニケーションをとっており、国・県から同様の補助金を受けているか否かは捕捉できる仕組みにはなっているとの説明を受けた。しかし、現状では、計画指導内の口頭確認に留まり、確認内容の文書化まではなされていないのも実情である。<u>一層の確実性を担保するため、国・県等から同様の目的の補助金を受けていない旨の誓約書等を入手することも検討されたい。</u> </p> <p data-bbox="563 701 1366 770"> 意見 21 支援区分「伝統工芸創業支援事業」のパンフレットへの記載について(P87) </p> <p data-bbox="563 853 1366 1173"> 創業支援補助金の紹介パンフレットを閲覧する限り、補助メニューの「創業支援事業」「A ターン創業支援事業」は対象者や補助対象経費、申請の流れ等の詳細説明があるものの「<u>伝統工芸創業支援事業</u>」についてはパンフレットに一切の記載がない。この理由は定かではないが、伝統工芸創業支援事業については利用者が限定されることから紙面の関係も含め記載を省いているのではとのことであった。 </p> <p data-bbox="563 1184 1366 1458"> 前述「(1)②(ア)補助対象者及び補助金の額」に記載したとおり、伝統工芸創業支援事業の補助限度額は 1,500 千円と他の補助メニューの限度額 500 千円、750 千円と比較して高額であり採択された場合に高い補助効果が想定されること、そもそも利用者が限定されることが予想されるのだからこそ利用促進のためにパンフレットで PR する必要があるものと考え。 </p> <p data-bbox="563 1469 1366 1554"> <u>支援区分「伝統工芸創業支援事業」についてもパンフレットに記載し、広く募集することを検討されたい。</u> </p> <p data-bbox="563 1565 1366 1635"> 意見 22 創業支援事業審査委員会のメンバー構成について(P87) </p> <p data-bbox="563 1668 1366 1989"> 補助金対象者の要綱適合性の判断のうち、市税の滞納の有無や反社会的勢力チェック、創業時期等の事務的判断は秋田市の所管担当者が行っているが、創業事業の確実性、実現可能性、成長性、資金繰り等の経営実態の判断は創業支援事業審査委員会が担っている。この創業支援事業審査委員会(以下、「審査会」という。)には、市内の中小企業診断士や有力企業の経営者等に加え、秋田市からは地域金融機関で実務経験がある創業支 </p>

区分	指摘事項、意見
	<p>援担当課長が参加しており、経験豊富なメンバー構成となっており、審査会議事録を閲覧する限りにおいてもその能力・資質・経験に疑義はない。</p> <p>一方で、現審査会メンバーは 50 代を中心に構成されているが、将来の秋田市を担うであろう若手をメンバーに加え、多様な年代の視点を入れることは、新たな発想の発出や、敏感な市場感覚に基づく新しい提案がなされること等のメリットが多分にあると考えられる。また、若手にとっても、経験豊富な現審査会メンバーと同じ目線で秋田市における事業経営について責任をもって考え、議論し、結論を下すことは他に代えがたい経験であると考え。すなわち、若手の審査委員を登用することで、審査会における深度ある議論の実施、若手のキャリア形成の両面から有意義だろう。個人的な考えとしては、<u>市場感覚を向上させることを目的に、能力・経験等を精査のうえ秋田市の若手有望者を審査委員に加えることを提案したい。</u></p> <p>意見 23 交付要綱上の補助対象者要件の追加記載について (P88)</p> <p>創業支援補助金の交付要綱上、支援区分「創業支援事業」では補助対象者要件について「市内の金融機関から資金の調達が見込める事業であること。」として、金融機関から資金調達できるレベルでの創業計画の策定が求められている。一方で支援区分「A ターン創業支援事業」「伝統工芸創業支援事業」においては、交付要綱上、同様の要件がない。</p> <p>この理由を秋田市の担当者にヒアリングしたところ、過年度からすべての支援区分について、同様の要件であり、明確な理由は定かではないとのことであった。実際の創業計画の審査においては、全ての支援区分において同一の視点で、金融機関から資金調達できるレベルでの創業計画か否かという観点から審査を行っており、支援区分「創業支援事業」において他の支援区分と比較して特段レベルの高い要件を課しているわけではないとのことであった。</p> <p>とすれば、<u>事務実態に合わせ、支援区分「A ターン創業支援事業」「伝統工芸創業支援事業」にも「市内の金融機関から資金の調達が見込める事業であること。」とする補助対象者要件を交付要綱上設定すべきである。</u></p>

区分	指摘事項、意見
商店街空き店舗対策事業	<p data-bbox="563 315 1305 349">指摘事項 12 「空き店舗等の図面」の未徴求について(P91)</p> <p data-bbox="563 432 1366 651"> 交付要綱第 26 条 2 項にて補助金申請を受ける際に「当該空き店舗の図面(以下、当頁において「図面」という。)」を徴求することとなっているが、秋田市は徴求を行っていない。今般、3 件の補助金交付事務を監査したが、全ての案件で徴求がなされていない状況である。 </p> <p data-bbox="563 674 1366 1037"> 交付要綱にて図面を徴求すべきと定めた趣旨として、交付要綱第 25 条 2 項にて「店舗面積の内、補助対象事業と関連がない部分は、補助対象としない」と定めており、図面にて当該「補助対象事業と関連がない部分」の有無を特定することや、店舗の広さやレイアウトを確認することで、補助対象者の要件である「事業内容に確実性があり、補助事業終了後も継続営業が見込まれる事業」に係る心証を得ることにある。秋田市は、<u>交付要綱に準拠し、適切に図面を徴求すべきである。</u> </p> <p data-bbox="563 1048 1214 1081">意見 24 着工届、完成届の適時入手について(P91)</p> <p data-bbox="563 1167 1366 1480"> 交付要綱第 5 条「設備等の工事を伴う補助事業を実施する補助事業者は、当該補助事業の着工時に着工届を、完成時に完成届を、それぞれ市長に提出しなければならない」と定めている。B 氏の店舗改装にかかる工事について、着工届および完成届は令和元年 12 月 20 日に提出されているが、実際の着工は令和元年 10 月 28 日、完成は 10 月 29 日であり、着工届及び完成届が実際の日付から約 50 日後に提出されていた。 </p> <p data-bbox="563 1503 1366 1960"> 調査を行った結果、B 氏の手続上の誤りであり、不正の意図や実害はないものと考えられた。一方で、適時の着工・完成届を求める交付要綱の趣旨としては、着工時点を適時に把握し、工事のモニタリングを可能せしめることにより工事経費支出の仮装による補助金詐取の機会を低減させることや、適時に完成時点を把握することにより、年度末までに完了した工事を補助金対象とする旨を定める本補助金の期間帰属を明確にする効果があるものと思料される。今回のケースにおいて実害はないものの、<u>交付要綱の趣旨を鑑み、秋田市は適時の着工届・完成届の提出を行うよう補助先を指導徹底する必要がある。</u> </p>

区分	指摘事項、意見
	<p>意見 25 改装費の範囲の明確化について(P92)</p> <p>本補助金が対象とする改装費の範囲は交付要綱上、「店舗の改造、改装に要する経費及び建物と一体となって機能する設備費(商棚、店舗看板等で改装工事により店舗建物に固定されるものを含む)」と定めており、文言を読む限りにおいて、「建物に固着している建物付属設備や構築物等を対象として」とも読み取れる。一方で、前記 B 氏の事案では、改装費としてバスケットケース(990円)やカウンターチェア(45,605円)、スツールイガー(簡易椅子)(2,442円)等の建物には固着せず、単独で機能する什器設備が支出されていた。確かに、カウンターチェア等はカウンターという建物に付随する店舗設備として改装費に含むとの解釈の余地はあるだろうが、バスケットケース等は消耗品とも考えられ、改装費と考えることが自然であろう。</p> <p>補助対象経費たる改装費の定義について担当者に伺ったところ、明確な基準は定められていないようであった。現状では、補助対象経費が担当者の判断に依存してしまい公平性が害されている状況にあるといえる。<u>今後は、改装費の定義を明確に定め、補助先に事前にアナウンスを行うことにより一貫性をもった制度運用を求めたい。</u></p>
キャッシュレス対応検討経費	<p>意見 26 キャッシュレス化対応促進の加速化について(P93)</p> <p>キャッシュレス化対応に関しては、令和2年度(2020年度)の経済産業省のモデル自治体としては全国 29 自治体が選定されたが、秋田県では横手市が東北唯一であった。経済産業省では令和7年(2025年)までにキャッシュレス決済を40%まで引き上げる「キャッシュレス・ビジョン」を策定している。<u>地方自治体のキャッシュレス化対応は、マイナンバーカードの普及促進、ウィズコロナに対応した経済活動、感染症終息後のインバウンドへの対応に加え、近時の自治体 DX(デジタルトランスフォーメーション)の一環として、欠くことができない施策である。当該事業に関する説明会等がコロナ禍で中止となったことは皮肉な出来事ではあり残念ではあったが、当該施策の加速化はむしろ現在の状況だからこそ求められるのであり、さらに重点施策の1つとして検討されたい。</u></p>

4 戦略的で多様な農林水産ビジネスの創出

区分	指摘事項、意見
6次産業化シーズ育成事業	<p>意見 27 6次産業化シーズ育成事業の見直しについて(P97)</p> <p>6次産業化については、長年の政府の政策の一つであり、秋田市においても全国の施策と横並びの政策の1つとして当該支援事業に関与することは当然のことであろう。しかし政府においても「6次産業化の市場規模を2020年度(令和2年度)に10兆円とする」という目標を設定していたがその達成は不可能な状況であり、現在の政策の在り方についてはいきづまりを見せている。</p> <p>その理由については様々な原因は考えられるであろうが、<u>少なくとも現在の方向として、「6次産業化＝加工または直売」という考え方については見直しを図るべきではないであろうか。</u></p> <p>秋田市の当該事業についても、300万円程度の人件費に対して、使用料収入が約7万円で、利用者は557人であることを考えると、利用者一人当たり5,000円程度の人件費をかけて運営していることになり、月によっては誰も来訪しない日も存在することになる。そうであれば、講習会を年に数回とし、更には先進的な試みをネット等で配信するほうが効率的であるとも考えられる。各地の成功事例や市場のニーズをまとめて定期的に配信し、農業従事者に市場ニーズの感覚を継続的に植え付けてゆくことが、むしろシーズの育成につながるのではないかと考える。</p> <p>私見ではあるが、都市(または地方都市部)においては、<u>6次産業化の現代的意義はもはや薄れ、DX(デジタルトランスフォーメーション)の時代にあつては「農業DX」への特化に移行した方が、効果が見られるとも考えられる。【意見4】にも記載したが、この点も考慮することが望まれる。</u></p>
6次産業化起業・事業拡大支援事業	<p>意見 28 6次産業化懇話会の在り方と今後の戦略について(P99)</p> <p>「6次産業化懇話会」の委員のメンバーについては各分野の専門家をバランスよく配置するとともに、女性の比率も高く人選に工夫の跡が見られるが、できればこれに加えシェフ等料理人の観点からの人選も考慮されることが望まれる。</p> <p>また、意見の中には「様々な事業があるが、その先にどういった展開があるのか見えづらい」という指摘がなされている。これは、当該関連事業の間の論理的な一貫性のない点をも意識しているとも考えられる。先に示した、「農家のパーティ」にしても、「秋田市</p>

区分	指摘事項、意見
	<p>の農家のおいしい挑戦」とスローガンを示しながら、「秋田市は街と産地が近い。だから農家がいろいろな仲間とつながれる」と帰結され、確立したブランドに基づき、地産地消を強調しているにすぎないものとなっている。本来のブランドのあるべき姿は、秋田県外、特に他の大都市圏の消費者に対しアピールすべき農産物の確立にあるところ、その対象とする市場が内向きとなっている。</p> <p>平成 27 年、28 年の東京都中央卸売市場での 7 月から 10 月の秋田県産えだまめ出荷量日本一であったことを背景に、秋田市の有望産品としてえだまめの知名度の向上や販路の拡大に取り組んでいるが、山形のだだちゃまめの知名度にもまだ及んでいない。内向きの施策に満足することなく、日本だけでなく海外に積極的に商品を提供するとともに、戦略の方向をもう少し絞って特化することも考慮されたい。</p> <p>意見 29 農福連携について(P99)</p> <p>「6 次産業化懇話会」の委員の発言の中で「来年度は国の動きとしては、「農福連携」がキーワードになってくると思われる。より、幅広い形で 6 次産業化への取組が求められる事になると思う。」という発言があった。「農福連携」とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現する取組であるとして、従来の事例は障害者の新たな雇用手段として取り上げられることが多かったとされる。しかし、その現代的意義は、障害者にとどまらず、高齢者の生きがいや高齢者の認知症対応としても農業の有用性が指摘されているものである。当該事業にスマート農業を組み合わせるとすれば更に生産性の向上にも寄与する可能性がある。</p> <p>このように考えると、<u>高齢化が急速に進み、かつ医学的にも認知症リスクが増大する中で、田園都市構想も目指しているとされる秋田市の施策としては、農業政策と社会福祉・医療政策を同時に実現できるものとして傾聴に値する議論であろう。今後戦略を絞るなかでも有効な戦略の1つとして検討されたい。</u></p>
農商工連携ビジネス支援事業	<p>意見 30 農商工連携ファンドについて(P101)</p> <p>近時、農商工連携については、組織的・集中的に対応する等の趣旨から各地で「農商工連携ファンド」を設置して運営する動きが主流となりつつある。秋田県においても、公益財団法人あきた</p>

区分	指摘事項、意見
	<p>企業活性化センターを通じて、「あきた農商工応援ファンド」を運営している。秋田市の農商工連携ビジネス支援事業においても、秋田県の事業と連携して当該業務を進める方が効果的と言えるであろう。この点を積極的に進めることが望まれる。</p>
<p>地域特産品販売促進等事業</p>	<p>意見 31 地域特産物の販売戦略について(P102)</p> <p>地域の特産物をいわゆるアンテナショップを通じて販売したり、物産展に展示するといった手法については、競合自治体が皆同様の販売促進戦略を実施する中で、岐路にたたされているのではないであろうか。特に、コロナ禍の中で人の動きが限定される中であって、ふるさと納税だけではなく、クラウドファンディングを活用した手法、SNS を通じた発信、インフルエンサーを活用した情報の波及効果の利用等多様な手法が求められ、それらの成功事例も生じている。一方、それらの商品が消費者にとって魅力的であり、既存商品と差別化できるものでなければならない。</p> <p>この点、島根県しまねブランド推進室の「ブランド」についての考え方として、「ブランドは、県などの行政機関が認定し、それに公認のマークなどを付与するものではなく、消費者が自ら選ぶものである。したがって、特産品開発の意欲のある事業者を支援することがブランド化につながる。」と指摘するように、単に地元の産品に支援を与えるのではなく、地元産品の中でも市場競争力と戦略の意欲のある少数の事業者に絞り秋田ブランドとして市場で認知されるようにする必要がある。</p> <p>この中で、平成 30 年度に「どぶろく特区」として認定され、秋田県の協力を受けながら初めての製造を実施し、農家民宿の宿泊客や農業体験の参加者に提供しているとされるが、コロナ禍にあって、単一の商品だけでなく、いくつかの種類を持って市場で認知されることを期待したい。秋田市では、新政酒造の日本酒「No.6」のブランド化の成功例もあり今後に期待したい。<u>なお、このような戦略として参考となるのは宇都宮市の事例である。現在の宇都宮市は決してぎょうぎの街だけではなく、カクテルや地酒など市特有のブランド戦略が成功しつつある。</u></p>